

## 宮城県福祉サービス第三者評価事業推進要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉事業の事業者が提供するサービスの質を、公正・中立な第三者機関（以下「評価機関」という。）が、客観的・専門的な立場から評価する福祉サービス第三者評価（以下「第三者評価」という。）を行う事業（以下「第三者評価事業」という。）の推進に関する基本的な事項を定めることにより、個々の事業者における事業運営上の課題の具体的な把握及びサービスの質の向上の取組に資するとともに、福祉サービス利用者の自らに合った質の高いサービスの選択・利用に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する社会福祉事業を営み、福祉サービスを提供する社会福祉法人、市町村、株式会社、特定非営利活動法人等
- (2) 評価調査者 推進組織が定めた資格基準を満たし、かつ、評価調査者養成研修を修了した者で、評価機関に所属し評価業務を行う者

### (推進組織)

第3条 本県における第三者評価事業の推進組織は、宮城県とする。

### (所掌事務)

第4条 県は、第三者評価事業を推進するため、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 評価機関の認証に関すること。
- (2) 評価基準及び評価の手法に関すること。
- (3) 評価結果の取扱いに関すること。
- (4) 評価調査者に係る研修等に関すること。
- (5) 評価に係る情報公開及び普及・啓発に関すること。
- (6) 評価事業に係る苦情等への対応に関すること。
- (7) その他第三者評価事業の推進に関すること。

### (附属機関)

第5条 第三者評価事業の実施に当たっては、第三者評価事業の推進に関する重要事項を調査審議する附属機関（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により条例で設置される附属機関をいう。）の意見を聴いて行うものとする。

### (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成18年2月16日から施行する。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に改正前の宮城県福祉サービス第三者評価推進要綱の規定により推進機構が行った評価機関の認証、評価基準の策定その他の行為は、改正後の宮城県福祉サービス第三者評価事業推進要綱の規定により知事が行ったものとみなす。